静岡文化芸術大学任期の定めのない教員への転換に係る評価に関する規程

（趣旨）

第１条　この要領は、公立大学法人静岡文化芸術大学教員の任期等に関する規程第５条の規定に基づき、任期付きで採用された教員（以下「任期付き教員」という。）の任期の定めのない教員への転換（以下「無期転換」という。）に係る評価の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（評価）

第２条　任期付き教員が、無期転換を希望する場合は、任用期間中に中間評価及び最終評価を受けなければならない。

２　前項の各評価における評価の方法、事項等は、別に定める。

（中間評価組織）

第３条　教員人事委員会は、中間評価に関する専門的な評価を行うために、任期付き教員ごとに公立大学法人静岡文化芸術大学資格審査委員会規程に基づく資格審査委員会及び公立大学法人静岡文化芸術大学教員選考員会規程に基づく教員選考委員会を設置するものとする。

（中間評価の実施時期）

第４条　中間評価は、原則として、任期付き教員としての採用から２年を経過してから２年６か月が経過するまでの間に実施するものとする。

（中間評価の受審要件）

第５条　任期付き教員が中間評価を希望する場合、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1)　本学の任期付き教員として採用されてから２年を経過するまでに１編以上の学術論文を発表していること。

(2)　各年度において、年 10 単位以上（実習、演習を含む。）の授業を担っていること。

(3)　懲戒処分、ハラスメント調査委員会のハラスメント認定、所属長からの文書指導又は複数回に及ぶ口頭指導、複数人の学生又は教職員からの、複数年にわたる苦情がないこと。

（中間評価の手続）

第６条　中間評価の手続は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　理事長は、任期付き教員から評価の希望があった場合は、ただちに教員人事委員会を招集し、資格審査委員会の設置を要請する。

(2)　資格審査委員会は、任期付き教員の教育実績、研究業績、作品制作業績等の審査を行い、その結果を教員人事委員会に報告する。

(3) 教員人事委員会は、資格審査委員会から審査結果の報告があった場合は、教員選考委員会を設置する。
(4) 教員選考委員会は、資格審査委員会の専門的な評価結果を踏まえ、任期付き教員へのヒアリング、その他、評価を行うために必要となる手段等により評価を行い、その結果を教員人事委員会に報告する。
(5) 教員人事委員会は、評価の公平性及び評価結果の妥当性について評価を行い、その結果を理事長に報告する。
(6) 理事長は、教員人事員会から評価結果の報告を受けた場合は、速やかに評価結果を当該任期付き教員の所属する学部の学部長に通知するものとする。
２ その他中間評価に必要な手続は、教員人事委員会が別に定めるものとする。

（最終評価組織）
第７条　教員人事委員会は、最終評価に関する専門的な評価を行うために、任期付き教員ごとに公立大学法人静岡文化芸術大学資格審査委員会規程に基づく資格審査委員会及び公立大学法人静岡文化芸術大学教員選考員会規程に基づく教員選考委員会を設置するものとする。

（最終評価の実施時期）
第８条 最終評価は、原則として、任期付き教員としての採用から３年６か月を経過し、４年を経過するまでの間に実施するものとする。

（最終評価の受審要件）
第９条 任期付き教員が最終評価を希望する場合、次に掲げる要件を満たしていなければならない。
(1) 本学の任期付き教員として採用されてから４年を経過するまでに３編以上の学術論文を発表していること。ただし、このうち、学術論文１編を作品制作業績に代えることができる。
(2) 本学の任期付き教員として採用されてから４年を経過するまでに競争的外部資金の代表申請をしていること（不採択でも可とする）。
(3) 各年度において、年 10 単位以上（実習、演習を含む。）の授業を担っていること。
(4) 学内委員会の委員就任、学部内の業務担当を担うなど、大学運営への積極的な参加の実績があること。
(5) 懲戒処分、ハラスメント調査委員会のハラスメント認定、所属長からの文書指導又は複数回に及ぶ口頭指導、複数人の学生又は教職員からの、複数年にわたる苦情がないこと。

（最終評価の手続）
第 10 条 最終評価の手続は、次の各号に掲げるとおりとする。
(1) 教員人事委員会は、第２条に規定する中間評価を受けた任期付き教員についての

最終評価を行うため、資格審査委員会を設置する。

(2) 資格審査委員会は、中間評価結果を踏まえ、任期付き教員の教育実績、研究業績、作品制作業績等の審査を行い、その結果を教員人事委員会に報告する。

(3) 教員人事委員会は、資格審査委員会から審査結果の報告があった場合は、教員選考委員会を設置する。

(4) 教員選考委員会は、資格審査委員会の専門的な評価結果を踏まえ、任期付き教員へのヒアリング、その他、評価を行うために必要となる手段等により評価を行い、その結果を教員人事委員会に報告する。

(5) 教員人事委員会は、評価の公平性及び評価結果の妥当性について評価を行い、その結果に基づき、理事長に採用の推薦を行う。この際、必要に応じて教員選考委員会に評価を差し戻すことができるものとする。

(6) 理事長は、教員人事委員会から採用の推薦があった場合、評価結果及び意見を参考として、役員会に採用に関する意見聴取を行った上で採用の可否を決定し、その結果について速やかに当該任期付き教員及び学部長に通知する。

2 最終評価においては、任期の定めのない教員採用後の職位について併せて評価するものとし、それに伴う昇任については、昇任選考の手続を必要としないものとする。

3 その他最終評価に必要な手続は、教員人事委員会が別に定めるものとする。

（最終評価の前倒し）

第 11 条 中間評価の結果が第９条に規定する最終評価の受審要件を満たしている場合、当該任期付き教員に係る最終評価を、第８条の規定によらず実施することができるものとする。

2 学部長は、前倒して最終評価を実施することを希望する場合は、任期付き教員及び教授会の同意を得た上で、理事長に最終評価の実施の希望を申し出るものとする。

3 前２項の規定により最終評価を前倒して実施する場合の実施手続は第 10 条の規定によるものとし、その評価結果に応じて次の各号に掲げるとおり取扱うものとする。

(1) 評価結果が任期の定めのない教員への転換可の場合

当該任期付き教員は、当初の任期満了を待たずに任期の定めのない教員に転換することができる。この場合、転換の時期は学期区分等を考慮するものとする。

(2) 評価結果が任期の定めのない教員への転換不可の場合

当該任期付き教員は、本人の申し出により、第８条に規定する時期に再度最終評価を受けることができる。

（異議の申立て）

第 12 条 最終評価を受けた任期付き教員は当該評価結果について異議がある場合には、書面により理事長あてに異議の申立てを行うことができる。ただし、異議申立ては評価結果の通知を受けた翌日から起算して 14 日以内に行わなければならない。

2 理事長は、前項の規定による異議申立てを受けたときは、調査委員会を設置し、評価手続及び評価結果の妥当性について調査を行うものとする。この調査に当たり、調査委員会は、当該任期付き教員による意見陳述の機会を設けなくてはならない。

３　理事長は、調査委員会による調査の結果を元に、異議申立てに対する取扱いを決定し、当該任期付き教員に通知するものとする。
４　理事長は、前項の規定により、改めて最終評価を行う必要があると決定した場合には、調査委員会による調査結果を付して、教員人事委員会に対して再評価を求めるものとする。
５　前３項に定める調査及び再評価は、原則として、当該任期付き教員の任期が満了するまでに終えるものとする。
６　調査委員会の詳細やその他必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

（事務）
第 13 条　任期付き教員の任期の定めのない教員への転換に係る評価の実施に関する事務は、資格審査委員会及び教員選考委員会に関する事務を除き、総務室で行う。

（委任）
第 14 条　この規程に定めるものの他、任期付き教員の任期の定めのない教員への転換に係る評価の実施に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附　則
この規程は、令和７年４月１日から施行する